

○名寄市立大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程

平成28年3月16日

平成30年2月7日

(目 的)

第1条 この規程は、名寄市立大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という。）第8条に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の防止及び対応について必要な事項を定め、社会の信頼と期待に応える研究活動を推進することを目的とする。

(行動規範)

第2条 本学において、研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、研究活動の実施に際して、若手研究者及び学生に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応じなければならない。

(定 義)

第3条 この規程における用語の定義は、倫理規程に定めるもののほか、以下のとおりとする。

(1) 研究費の不適切な使用とは、実態とは異なる謝金または給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、公的研究費など公募型の研究資金等の配分した機関の規程および本学の規程等に違反する経費の使用をいう。

(2) 研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。

(3) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(4) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(5) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

(6) 二重投稿とは、他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。

(7) 不適切なオーサiershipとは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。

(対象となる研究活動の不正行為)

第4条 この規程において、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 不適切な研究費の使用

(2) 不適切な研究発表

- (3) 捏造
- (4) 改ざん
- (5) 盗用
- (6) 二重投稿
- (7) 不適切なオーサーシップ

2 この規程において、前項第3号から第5号までに掲げる不正行為を特定不正行為という。

(不正行為に該当しない行為)

第5条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

(1) 悪意のない誤り(科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。)

(2) 意見の相違

(対象となる研究資金)

第6条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消した全ての研究資金とする。

(対象となる研究者)

第7条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わる全ての者をいい、常勤、非常勤の別、本学からの給与支給の有無を問わない。また、学生であっても、研究に関わるときは、研究者に準じて取り扱うものとする。

(不正防止計画)

第8条 倫理規程第3条第1号に規定する最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

2 前項に定める不正防止計画に関する事項は、倫理委員会にて行うものとする。

3 本学に研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、倫理規程第3条第2号に規定する統括管理責任者をもって充てる。

4 研究倫理教育責任者は、研究者に対する研究倫理教育を定期的実施し、研究者倫理の向上を図る。研究者は定期的研究倫理教育を受講しなければならない。

5 研究倫理教育責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言を行う。

6 研究倫理教育責任者は研究倫理教育の履行状況を把握し、記録するものとする。

7 研究者は、研究成果の発表の日から、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料を、原則として10年間保存しなければならない。試料や標本などの有体物については原則として5年間保存しなければならない。保存された研究データは、必要に応じて開示しなければならない。

8 研究者が共同研究をする場合には、個々の研究者の役割を分担し、責任を明確にしなければならない。代表研究者は、共同研究における研究成果を適切に確認しなければならない。

(受付窓口および秘密保持)

第9条 公的研究費等における不正行為・不正使用及び研究活動上の不正行為に関する相談や告発等に対応するため、受付窓口を設置し、事務局総務課長（統括担当）が担当する。受付窓口は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。調査・事実確認を行う者も、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

- 2 告発等の方法は、封書、電子メール、電話、面談により行うものとする。
- 3 告発等は、原則的に顕名により研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名、研究活動上の不正行為の様態その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されていない場合ではない。
- 4 匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取り扱いができるものとする。
- 5 受付窓口は、通報内容に不備があるときは、当該告発等を行った者(以下「告発者」という。)に対して、確認または補正の指示をすることがある。
- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合、受付窓口は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 7 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという相談や告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、告発された者(以下「被告発者」という。)に警告を行う。
- 8 受付窓口は、告発等を受けたときには、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、その告発等を受けた旨を当該告発者自身に通知するものとする。
- 9 受付窓口は、告発者が特定されないように適切な措置を講じなければならない。
- 10 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、受付窓口等は告発等の内容および調査内容が関係者以外に漏洩しないように秘密保持を徹底しなければならない。
- 11 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合には、名寄市立大学教員等の懲戒処分に係る審査に関する規程及び関係諸規程に従って処分するものとする。
- 12 悪意に基づく告発を防止するため、告発等は原則として顕名によるもののみ受け付け、告発等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことを必要とする。告発者に対しては、調査に協力を求めることがあり、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名を公表し、名寄市立大学教員等の懲戒処分に係る審査に関する規程及び関係諸規程に従って処分する場合がある。
- 13 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対して、解雇、降格、減給その他の不利益な取り扱いは行わないものとする。
- 14 相当な理由なしに、単に相談や告発をなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止してはならず、被告発者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。

15 学会や報道等により特定不正行為の疑いが指摘された場合、本学に告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

16 本学に所属する研究者・グループの特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載された場合、当該特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、及び特定不正行為の様態等の事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、本学に告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、告発等を受けてから速やかに予備調査を行い、7日以内に本格的な調査を行うか否かを判断する。最高管理責任者は、本格的な調査をすべきだと判断した場合、10日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。本調査を行わないと決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。予備調査に係わる資料は保管し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて開示するものとする。

2 調査委員会は、次の各号に掲げるもので組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 被告発者が所属する学科長等
- (4) 学長が指名する者
- (5) 調査委員会委員長が認めた者

3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 告発者および被告発者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員になることができない。調査委員の半数以上は本学に所属しない外部有識者でなければならない。

5 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。告発者及び被告発者は、調査委員について異議申し立てを3日以内に行うことができる。最高管理責任者は調査委員会に当該異議の内容の審査を指示し、審査内容が妥当であると判断したときは、当該異議に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査)

第11条 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は告発者および被告発者に対し調査を行うことを文書で通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合には、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省にも調査を行う旨の報告をする。

2 調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・データ等の各資料の精査並びに関係者へのヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。その場合、最高管理責任者は被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、調査の実施に際し、通報に係る研究資料等を保全する措置をとることができる。

4 最高管理責任者は、被告発者に対して、調査対象とされた公的研究費の支出を停止することができるものとする。

5 調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう配慮しなければならない。

(認定)

第12条 調査委員会は、調査を開始した翌日から起算して原則として、60日以内に調査内容について、不正行為が行われたか否かについて、客観的に合理的な証拠で判定しなければならない。

2 不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与した度合、並びに不正行為と認定された研究に係る論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定しなければならない。

3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会はその旨の認定を行うこととする。

4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 不正行為か否かの認定にあたっては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断するものとする。

(最高管理責任者への報告)

第13条 調査委員会は、速やかに調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 最高管理責任者は、調査委員会による調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通報する。

2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省にも調査結果を報告する。

3 悪意に基づく告発であると認定された場合には、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第15条 被告発者及び告発者は、調査結果に不服がある場合には、最高管理責任者に対して調査結果のあったことを知った日の翌日から起算して15日以内に不服の申し立てを行うことができる。告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、同上の手続きで不服申し立てができる。

2 不服の申し立ての審査会は調査委員会が行う。ただし、不服の申し立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性及び新たな専門性に係るものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の委員の構成を代えて審査させることができる。

3 不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、告発者に通知する。

4 調査委員会は、不服申し立ての趣旨及び理由等を勘案し、再調査するか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、再調査結果を、告発者、被告発者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関等に通知する。

- 6 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 7 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てについて、調査委員会は再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。
- 8 再調査を開始した場合は、不服申し立てがあった日から起算して30日以内に再調査の結果を最高管理責任者に報告する。
- 9 不服申し立てがあった場合、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下、再調査の決定、再調査の結果について、最高管理責任者はその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査中の措置)

第16条 最高管理責任者は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 不正行為が行われたと判断した根拠
- (4) 公表時までに行った措置の内容
- (5) 調査委員会委員の氏名・所属
- (6) 調査の方法・手順
- (7) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

- 2 不正行為及び不正使用の事実がないと認定したときには、原則として、調査結果は公表しない。但し、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合には、告発者及び被告発者の了解を得て、調査結果を公表する。
- 3 不正行為及び不正使用の事実がないと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為等がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないよう措置を講じなければならない。
- 4 悪意に基づく通報との認定があったときには、調査結果を公表する。

(不正行為と認定された者等の措置)

第18条 最高管理責任者は、次の各号に掲げるいずれかに認定されたものに対し、名寄市立大学教員等の懲戒処分に係る審査に関する規程及び関係諸規程に従って、処分を行うものとする。

- (1) 不正行為と認定された被告発者等
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者
- (3) 申し立てが悪意によるものと認定された本学の告発者

- 2 最高管理責任者は、前項第1号及び第2号に規定する者(以下「被認定者」という。)

に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

3 最高管理責任者は、被認定者に、ただちに当該研究に係る研究費の使用停止を命じ、極めて悪質な不正行為の場合には、当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。

4 最高管理責任者は、第1項第3号に該当する者が、本学以外の者の場合については、必要な措置を講ずることができる。

(不正行為と認定されなかった場合の措置)

第19条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定されなかった場合には、調査に際して実施した研究費の支出の停止及び証拠保全の措置を直ちに解除しなければならない。

(事務)

第20条 研究活動上の不正行為防止及び研究倫理教育に関する事務は、事務局総務課が行う。

(その他)

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 名寄市立大学研究倫理規程（平成19年11月7日）及び名寄市立大学科学研究費補助金間接経費の取扱いルール（平成19年11月7日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。